

JIS

UDC 692.71 : 699.87.001.4

A 4303

排煙設備の検査標準

JIS A 4303⁻¹⁹⁹⁴

平成 6 年 12 月 15 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

建築部会 排煙設備検査標準専門委員会 構成表 (昭和51年11月8日制定のとき)

	氏名	所属
(委員会長)	齋藤平蔵	東京大学
	水野宏道	工学院大学
	木内俊明	国土館大学
	大田敏彦	建設省住宅局
	大内茂	東京消防庁
	小笠原祥五	三機工業株式会社
	伊藤浩	建設省大臣官房官庁営繕部
	岩井一三	株式会社日建設計
	笠原重剛	三菱地所株式会社
	小山信次	新日本空調株式会社
	守谷房夫	鹿島建設株式会社
	芦浦義雄	火災報知機工業会
	帆足万里	工業技術院標準部
	(事務局)	田村尹行
米倉久明		工業技術院標準部材料規格課
山村修蔵		工業技術院標準部材料規格課
田仲信夫		工業技術院標準部材料規格課
(事務局)	牛島宏育	工業技術院標準部材料規格課 (平成6年12月15日改正のとき)
	根岸喜代春	工業技術院標準部材料規格課 (平成6年12月15日改正のとき)
	荒井淳	工業技術院標準部材料規格課 (平成6年12月15日改正のとき)

主務大臣：建設大臣 制定：昭和51.11.8 改正：平成6.12.15

官報公示：平成6.12.15

原案作成協力者：日本建築設備安全センター

審議部会：日本工業標準調査会 建築部会 (部会長 岸谷孝一)

審議専門委員会：排煙設備検査標準専門委員会 (委員会長 齋藤平蔵) (昭和51年11月8日制定のとき)

この規格についての意見又は質問は、建設省住宅局住宅生産課 (〒100 東京都千代田区霞が関2丁目1-3) 又は工業技術院標準部材料規格課 (〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1) へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

排煙設備の検査標準

A 4303-1994

Inspection standard of smoke exhaust equipment

1. 適用範囲 この規格は、建築物に設置した排煙設備の性能について検査するための検査項目、検査器具、検査方法及び判定基準について規定する。

備考1. この規格の引用規格を、次に示す。

JIS A 1311 建築用防火戸の防火試験方法

JIS B 8330 送風機の試験及び検査方法

JIS C 1102 指示電気計器

JIS C 1302 絶縁抵抗計

JIS K 1501 メタノール

2. この規格の中で{ }を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるものであって、参考値である。

3. 数値の換算 従来単位の試験機又は計測器を用いて試験する場合の国際単位系 (SI) による数値への換算は、次による。

$$1 \text{ kgf} = 9.80 \text{ N}$$

$$1 \text{ kgf/m}^2 = 9.80 \text{ Pa}$$

2. 検査項目 検査項目は、次のとおりとする。

(1) しゅん(竣)工検査 しゅん工検査では、4.に規定する全項目について検査する。

(2) 定期検査 保守管理のための定期検査では、4.3.2の運転試験を除く、4.に規定する全項目について検査する。

3. 検査器具 検査器具は、次のとおりとする。

(1) 電気系統の検査には、JIS C 1302に規定する500 V、100 MΩ絶縁抵抗計及びJIS C 1102に規定する2.5級以上の精度をもつ電流計及び電圧計を用いる。

(2) 排煙口(又は給気口)の開放装置の操作力を測る計器は、計量法で規定されたばねばかり又はこれと同等以上の精度をもつものを用いる。

4. 検査方法及び判定基準

4.1 書類による予備検査 書類による予備検査は、必要な書類⁽¹⁾によって、あらかじめ次の各項の検査を行うものとする。

注⁽¹⁾ ここでいう必要書類とは、下記の内容を記載したものとする。

(1) 建物の用途及び規模がわかるもの。

(2) 排煙設備、機器の形式、容量及び出力がわかるもの。

(3) 建物の平面及び立断面がわかるもの。

(4) 排煙計画がわかるもの。

(5) 排煙設備の系統(風道・制御用配線・動力配線)がわかるもの。